

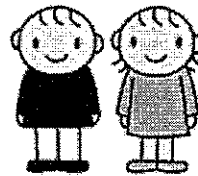
# 児童福祉法に基づく障害児支援

## ●障害児通所支援

- ・ 児童発達支援  
(福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業所)
- ・ 医療型児童発達支援(医療型児童発達支援センター)
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

## ●障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設



## ●障害児相談支援

## 障害児が利用可能な支援の体系

(注)利用児童数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の調査データ。  
 ※医療型サービスは児童福祉法第106条(1)第1号の3の5、1、10(1)第1号  
 入居型サービスは児童福祉法第106条の4(2)第1号の3の5の3(2)第1号の3

サービス名		利用児童数	施設・事業所数
訪問系	在宅介護(ホームヘルプ)	9,524	18,719
	同行支援	163	5,736
	行動支援	2,791	1,433
	重度障害者等包括支援	0	9
短期入所	短期入所(ショートステイ)	6,927	3,977
	児童発達支援	75,011	3,186
障害児通所系	医療型児童発達支援	2,623	101
	放課後等デイサービス	94,976	5,819
	保育所等訪問支援	1,670	312
	福祉型障害児入所施設	1,644	182
障害児入所系	医療型障害児入所施設	2,148	186
	計画相談支援	1,158	5,985
相談支援系	障害児相談支援	26,739	2,513

## 障害児支援の受付・決定機関

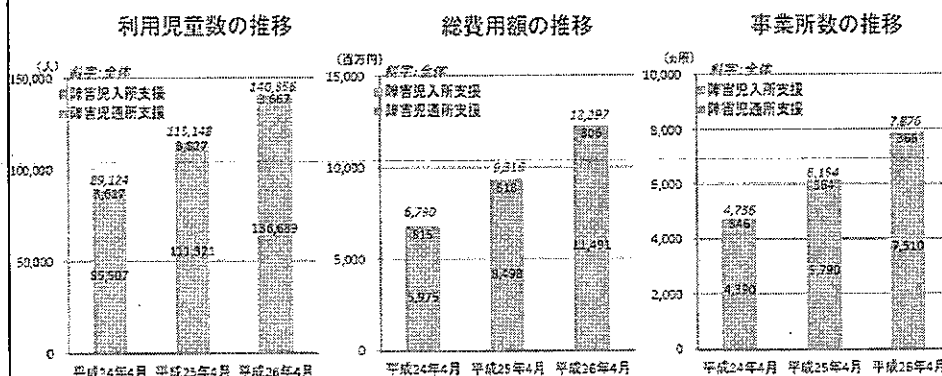
サービス名		受付機関	決定機関	
障害児通所支援	放課後等デイサービス	就学以降	各区*  子ども相談所 (児童発達支援センターの 利用調整は子ども家庭課)	
	児童発達支援	①福祉型児童発達支援センター ②児童発達支援事業所 (就学前)		①は子ども家庭課 ②は子ども相談所
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター		子ども家庭課
	保育所等訪問支援			子ども相談所
障害児相談支援			通所支援に付随	
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援		子ども相談所	
	医療型障害児入所支援			

\* 地域福祉課(身体障害・知的障害) 保健センター(精神障害・難病)  
美原区はすべて地域福祉課

3

## 障害児支援の利用児童数、総費用額、事業所数の推移

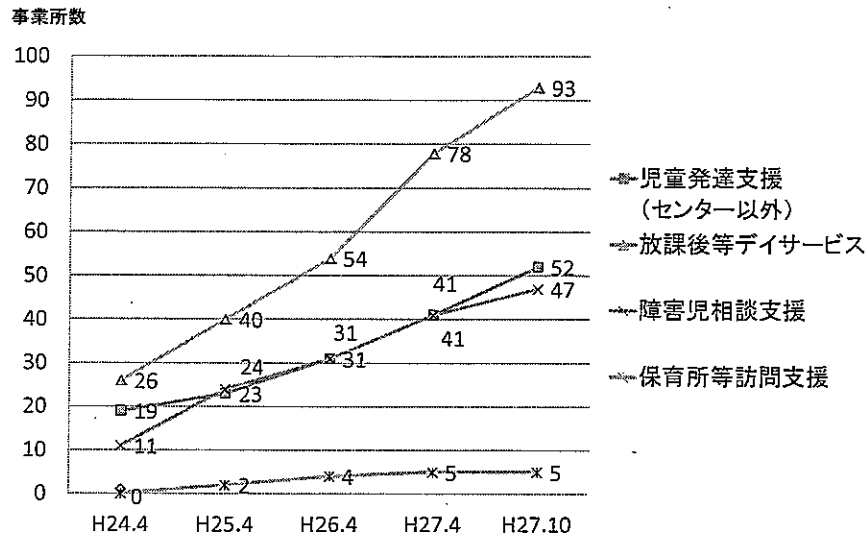
障害児通所支援については増加傾向、障害児入所支援についてはほぼ横ばい。



※出典: 国保連データ

4

## 指定障害児支援事業所数推移(堺市)



5

## 児童福祉法等の改正による 教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)



平成24年4月18日付  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知

### ◆趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

6

## ◆留意事項

### 1相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が、密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービスから就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

### 2障害児支援の強化

#### (1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

#### (2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

7

## 障害のある児童生徒等に対する 早期からの一貫した支援について(通知)

平成25年10月4日付  
文部科学省初等中等教育局長通知

### ◆個別の教育支援計画等の作成

教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」及び「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取り組みを進めていくことが適当である。



8